

第3章 高等学校、特別支援学校教職員からの聞き取り調査

現在、障害学生として把握されている本学部在籍の学生のなかには、特別支援学校の卒業生は病弱養護学校を除いてはいない。ほとんどが通常の高等学校の卒業生である。全国特殊学校長会による調査等からも、障害の重度・重複化、多様化の傾向が強まるなかで、一部の国立大学附属学校等を除いては、傾向として特別支援学校からの大学進学者数は限定されていることがうかがえる（全国特殊学校長会「研究集録」平成13～17年度版）。（2007年度より、従来の盲・聾・養護学校は法律・制度上「特別支援学校」になったが、従来の名称が用いられている県が多いため、本稿では混乱を避けるために盲・聾・養護学校の名称を用いた。なお、埼玉では条例上「ろう学校」を用いているので「〇〇ろう学校」とした。）

この実態を把握するため、身体障害をもつ生徒を受け入れた経験のある埼玉県立高校の進路指導担当、クラス担任教諭及び教科担任教諭、また最近大学へ進学者を送り出すようになっている埼玉県立の聾学校の進路指導主事及び校長に面接し、現状と課題及び大学への期待等を聴取した。

併せて盲学校高等部から立正大学文学部に進学し、現在は特別支援学校（肢体不自由）で教員をしている卒業生に面談し、盲学校及び大学在学中の経験及び感想、現在の仕事のうえでの課題等について情報を得た。

上記の3ケースについて、以下報告し、考察を述べる。

第1節 高等学校における聞き取り調査

埼玉県立A総合高等学校を訪問し、2006年度に卒業した2名の聴覚障害のある生徒（Aさん 女性、Bさん 男性）への進路指導および修学支援の実態について、2名の関係教員に大学へ学生を送り出す立場から語ってもらった。以下は聞き取りの概要である。

C教諭（現在専門学校生のAさんを3年間担任した学級担任で、進路及び数学科担当）

D教諭（現在国立大学教育学部で美術を専攻しているBさんを指導した美術科担当教員）

1. 高等学校および生徒の実態について

同校の学校概要は以下の通りである。1980年代に創設された全国で最初の総合選択制の普通高校である。埼玉県全域から生徒は通学してきている。標準規模の高校の3校分で、生徒数は約2,400人である。全体としては大規模校であるが、6つの独立した「ハウス」から構成され（1ハウスは中学校）、この「ハウス制」が同校の特色の一つである。1ハウスはいわば「小さな学校」であり、大規模校の欠点を補い、きめの細かい指導が可能になっている。学園祭・体育祭・遠足・修学旅行などの学校行事や、生徒会活動などはすべてハウスが基本単位に実施されている。

同校は7学系、190の選択科目など、大幅な選択科目を導入することによって、多様な学習活動と個性化教育を保障している。学系には、人文、理数、語学（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）、体育、芸術（音楽・美術・工芸・書道）、生活科学、情報経営がある。クラス編成は変えず、同じクラス担任が3年間持ち上がるという「持ち上がり制」が特徴である。

同校は埼玉県内でも人気校の一つで、卒業生の80%以上が大学等へ進学しているいわゆる「進学校」である。

2004（平成16）年4月から3年間、AさんとBさんの2名の聴覚障害生徒（いずれも難聴）が在籍し、2007（平成19）年3月に卒業した。Aさんはパン製造の専門学校、Bさんは国立のA大学教育学部（美術専攻）に進学している。

なお、この2名の生徒の在学中、聴覚障害の状態について把握したうえで指導してきたが、ほかに障害のある生徒が現在在籍しているかどうかは把握してはいないとのことであった。これらの障害をもつ卒業生に対する高校在学中の学習指導及び進路指導の実情、さらに大学等への要望などについて聞き取り調査を行った。

2. 高校入学および修学

Aさんは補聴器をつければ通常の学校生活は特に問題なく送れ、自らも口話で自分の意思を相手に伝えることができる。Bさんは高度難聴であるが、口話は可能である。

二人とも、日常の学校生活で「聞こえ」以外に大きな問題ないという本人の判断のもと同高校を受験し、入学した。入試は別室で実施されたが、英語のリスニング以外は他の受験生と同じ条件で受験し、合格した。学校は合格発表後、入学を控えて2人の生徒への配慮事項などについて教職員間で話し合いの機会を持ち、学級担任教員及び教科担当教員全員に徹底した。

Aさんは入学式前に入学後の学校生活について母親とともに学校側と打ち合わせの機会をもった。その結果、ホームルームでの自己紹介では自分の障害について、自分でクラスの全員に伝えることにした。「日常生活では特に支障はないが、うしろから話しかけられるとわからないので、よろしくお願ひしたい」等である。入学後の学校生活は、放送音などは聞こえづらいが、日常の会話は補聴器を装着していれば特に差し支えはないため、友だち関係も比較的スムーズであった。学校として、どの授業も座席を前方にするなどの配慮はしたが、定期試験の英語のリスニングを別室受験にしたこと以外はほとんど特別な対応なしで問題なかった。

より重い聴覚障害をもつBさんについては、教師の唇の形が読める位置の座席になるよう配慮した。体育の授業などでは思いがけない危険に遭う心配があったので、自分でも十分注意するよう指導した。また相手の話が理解できなかつたり、自分の言うことを理解してもらえなかつたりした場合は、自分から積極的にコミュニケーションをとる努力をするよう指導

した。すべての授業はノートテイクなどを特につけずに、口話を基本に授業を受け、特別な配慮はなかった。

現在、Bさんは国立大学の教育学部で「美術」を専攻しているが、高校在学中は美術学系の生徒ではなかったため、美術科教員のD教諭はBさんへの指導時間は必ずしも多くはなかった。美術系大学の受験を希望したため、大学入試受験のための美術指導や進路の相談にはのってきた。

3. 進路指導

Aさん、Bさんは二人ともに自分の意志で高校卒業後の進路選択をした。いずれもそれに対応する学力、意欲が備わっている生徒であった。

Aさんは学力的にはかなり高いものをもっていたが、本人が将来の進路について「パン屋」というはっきりした目標をもっていたので、大学進学にこだわらなかった。進路指導主任と教頭が相談し、志望校である専門学校に対して、聴覚障害者の受験について電話で一般的な問い合わせをした。その結果、特に問題はないとのことであったので、普通に受験した。専門学校に提出した健康診断書類には障害について明記されており、その内容について受験校からの特別な問い合わせもなく合格した。受験校に対して特別な配慮の要望はしなかった。

Bさんには、D教諭（Bさんが受験を希望しているA大学で美術を専攻）が進路の相談にのってきたが、教職という仕事が教科指導（美術）だけでなく、生徒の教育全体に責任をもつたいへんな仕事であることなどを伝え、そのうえで大学卒業後の進路を考慮して慎重に学部を選択するよう指導した。その上で本人の意志を確認し、教育学部への進学がよいだろうとE大学を受験することになった。同教諭の出身大学であったため、大学の教員スタッフの様子もわかっており、Bさんの才能を伸ばしてくれるとだろうという予測はついた。

入学試験のために美術の実技面での指導には力を入れて取り組んだが、受験にあたっては他の進路担当の教員がE大学とBさんの障害について情報交換をし、あえてD教諭はこの件に関してはかかわることはなかった。入学試験の面接試験では特別な配慮はなく、口話で対応したが、無事に合格した。

4. 障害者の大学受験を指導して

二人とも学力的にはかなり高い生徒であった。そのため、高校としては特別に障害を配慮した指導をするというよりは、むしろ個性ある一人の生徒として他の生徒と同じ対応をしたといえるかもしれない。本人の希望をよく聞いて、話し合うことを大切に指導してきた。特別視することなく、他の生徒の同様に個々の生徒のニーズに応じた指導しているのが実情である。

Aさんは現在のところ、進学した専門学校で充実した学生生活を送っている。

最後に「障害者の社会参加」という観点では、たとえばBさんが将来教職に就くことを見

通した場合、単に障害者を教員として採用するだけではなく、教育委員会の積極的な取り組みを要望したい。教職をつづけるためには教員の加配や施設設備の改善はもちろんであるが、加えて職場の理解と協力が必要となるからである。

同校には全盲の数学科の教員が勤務している。その教育的な成果が出ているが、障害のある教員がもてる力を十分発揮するためには、働きやすい施設設備等の環境整備と教職員の障害者理解が不可欠であることを実感している。

第2節 特別支援学校(聴覚障害)への聞き取り調査

埼玉県立Bろう学校を訪問し、校長と進路指導主事から、高等部生徒の進路・進学状況・進学指導・課題について聞き取り調査を行った。以下は、その時の面談での聞き取りと提供された資料からの報告である。

1. Bろう学校高等部について

(1)概要

Bろう学校は、埼玉県立のD盲学校の前身である盲啞学校の啞部が、1950(昭和25)年に県立聾学校として分離独立した学校である。幼稚部から小学部、中学部、高等部(高等部専攻科を設置)まで一貫した聴覚障害の専門教育を実施している。対象とする児童生徒は、「両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者」である。教育課程は、それぞれの通常の学校に準ずる教育と併せ、発音指導、聴覚学習、言語指導、コミュニケーション指導等聴覚障害に伴う種々の困難を改善・克服するための授業(自立活動)が設けられている。

高等部は、基礎学力の定着化を図り創造力を高めるとともに、職業にかかわる基礎的及び専門的知識、技術の習得と情報活用力の習得を目標に運営されている。高等部は、本科と専攻科(2年制)に分かれている。

本科には、普通科、産業工芸科、被服科がある。普通科は1998(平成10)年度に設置された。普通科設置の目的の一つは、公務員志望の生徒の支援であった。普通科には、高等学校の教育課程に準じた内容で、普通教科目を中心に学習するAコース、重複障害のある生徒が生活していくために必要な知識や技能を学習するBコースがある。

専攻科は、2000(平成12)年に理容科の廃止に伴い、設置された本科卒業後の2年のコースである。現在は、情報デザイン科であり、情報ビジネスコースと工芸デザインコースに分かれている。各コースでは、被服製作技術検定、ワープロ検定、情報処理検定等各種資格を取得することを目指している。

高等部の2007(平成19)年度の生徒数は53名であり、その内訳は表3-1の通りである。

表 3-1 2007 年度の県立 B ろう学校高等部科別生徒数

	高等部本科			高等部専攻科		計
	普通科	産業工芸科	被服科	情報デザイン科		
				情報ビジネスコース	工芸デザインコース	
一般学級	17	10	7	7	5	46
重複障害学級	7					7
計	24	10	7	7	5	53

本科には 41 名が在籍し、その内普通科 24 名（重複障害学級 7 名を含む）、産業工芸科 10 名、被服科 7 名となっている。また、専攻科には 12 名が在籍し、情報ビジネスコースが 7 名、工芸デザインコース 5 名である。

(2) 進路

1998（平成 10）年度から 2006（平成 18）年度の B ろう学校高等部本科の卒業生の進路は、表 3-2 の通りである。2002 年度頃までは、就職と進学する者の比率はほぼ半々であり、また、進学先は本校・他校の専攻科もしくは専門学校・職業能力開発校といった職業訓練学校が主であった。それが、2003 年度頃より、進学者の割合が増え、また進学先が上述したもの以外に短期大学や 4 年制大学が加わるといった変化がみられだしている。2006 年度は、卒業生 15 名のうち、就職 4 名、進学 9 名（本校専攻科 3 名、他校専攻科 3 名、専門学校 2 名、短期大学 2 名、4 年制大学 2 名）、作業所等 2 名である。

表 3-2 1998 年度～2006 年度県立 B ろう学校高等部本科卒業生進路

	卒業生数	就職	進学						国 東 京 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校	そ の 他 作 業 所 等
			本 校 専 攻 科	他 校 専 攻 科	筑 波 技 術 短 期 大 学	専 門 校	短 大	4 年 制 大 学		
1998 年度	5	3	—	1		1				
1999 年度	11	5	2	2					1	1
2000 年度	16	7	1			2			4	2
2001 年度	13	6	2			1			2	2
2002 年度	9	4	1		1				2	1
2003 年度	16	3	4		1		1	1	2	5
2004 年度	14	3	1	2	1	1	1	1	2	4
2005 年度	36	9	6	1	1	1	5	5	4	9
2006 年度	15	4	3	2		2	2	2		2

県立 B ろう学校進路指導部編『進路のしおり 平成 19 年度版』p. 2 を基に筆者が作成

表3-3 2001年度～2006年度県立Bろう学校高等部専攻科卒業生進路

	卒業生数	就職	進学						国立リハ 東京障害者職 業能力開発校	その他 作業所等
			本校 専攻科	他校 専攻科	筑波技術 短期大 学	専門 学校	短大	4年制 大学		
2001年度	6	5	/							1
2002年度	1	1	/							
2003年度	5	5	/							
2004年度	6	3	/				1	1	1	
2005年度	6	4	/					2		
2006年度	3	3	/							

県立Bろう学校進路指導部編『進路のしおり 平成19年度版』p.2を基に筆者が作成

また、表3-3は2000年度に開設された専攻科の卒業生の2001年度から2006年度の進路である。2003年度までは卒業生は全員就職をしていたが、2004年度より短大・4年制大学に進学する者が出だしている。

(3)4年制大学・短期大学への進学状況

上記のように、卒業後の進路として4年制大学・短期大学に進む者が、2004年度からは本科・専攻科両科において出てきている。2004年には本科・専攻科合わせて5名、2005年度には13名、2006年度には4名となっている。県内には聴覚障害者の教育機関としてBろう学校の他に県立Cろう学校があるが、後者では大学への進学者はおらず、大学への進学者の増加はBろう学校の特徴の一つである。

主な進学先は、筑波技術短期大学（現筑波技術大学）、埼玉工業大学、東京国際大学人間社会学部、長野大学産業社会学部、文京学院大学経営学部、ルーテル学院大総合人間学部、総和女子大人間文化学部、埼玉純真女子短期大学こども学科、淑徳短大児童福祉学部、東京女子体育短大保健体育等である。

このように4年制大学・短期大学への進学が増えている理由としては、生徒のキャンパスライフへの憧れ（聴覚障害者を持つ学生のキャンパスライフを描いたテレビ番組等の影響）、就職時に求められるスキルの高度化、入試形態の多様化（AO入試の導入等）、少子化による大学入学の容易化等様々な複合的条件が重なり合っていることが考えられる。

また、4年制大学・短期大学合格者の受験試験の区分は、全員がAO入試である。学習面で1～2年分遅れている状況のBろう学校の生徒にとって、大学への進学にあたってはこれまで一般入試が大きな壁となっていた。ところが、大学側が学力面にとらわれない多様な人材募集を行う観点からAO入試を導入しだしたことによって、生徒に大学進学の手がかりが広がった。

このようなBろう学校からの大学進学の手がかりを聞きつけ、それを狙ってこの学校に入学

希望する者が新たに出てきてもいる。最初の一人が出たことによって、それに続くことを目指す人が同校に集まってきている。

2. 4年制大学・短大への進学指導

4年制大学・短大への進学希望者が出てくるにつれて、Bろう学校高等部では進学に向けた進路指導も行われてきている。

大学受験においてまず重要なのは、聴覚障害者の受入れのある機関の情報を得ることである。Bろう学校では、聴覚障害者受入れの情報を得る媒体として、『大学情報 2005 障害者版』（全国障害学生支援センター発行）を用いている（*ちなみに立正大学の情報は本書には載っていないが、最新の2008年版には掲載されている。第1章参照）。本誌は5年に1回の発行のため情報が古いままで、最新の情報が得にくいといった難点もある。いくつかの大学に教員や保護者が出かけ、大学側から聴覚障害者の受入れの有無や受け入れ状況、入学後の学習支援体制について説明をきく機会を設けている。

例えば、川崎市にある東京国際大学人間社会学部は継続的に聴覚障害学生の受入れを行っており、2006年度はBろう学校から2名の生徒が入学しており、継続して連絡をとっている。2007年の1学期には保護者と共に東京国際大学の見学を実施し、ノートテイク制度の実施状況やノートテイク不足の課題、対応策などについて説明を受けてきた。

受験大学選択にあたって重要な情報は、ノートテイク制度など修学支援の有無・状況、先輩の有無である。進学希望の生徒の中には、大学初の聴覚障害を持つ学生となり、学習の道を切り開いていくことのできる者もいるが、それが得意でない学生もいる。切り開いていくことの得意でない生徒にとって、既に先輩が在籍しており、ノートテイク制度など情報保障がある程度整っていることは進学を決めるにあたって重要である。

また、3年次には進路指導の時間が設けられているが、進学希望者に対しては、AO入試対策を基本としてガイダンスが行われている。具体的には、受験・志望校の決定の流れ、小論文の書き方や面接の受け方の指導等である。

3. 4年制大学・短大進学から見えてきた課題

4年制大学・短大への進学者が出てくるにつれ課題と感じていることは、進学した学生の就職問題である。大学進学した学生が就職の相談のために、Bろう学校の教員を尋ねてくることがある。そのようなことがあると、大学での就職へのサポートはどうか、就職の問題を4年後に先送りしただけではないかと考えてしまうという。

Bろう学校高等部から直接就職すれば、現在就職率は100%であるし、大企業からの求人もある。大学に進学した者は、就職の機会を得られるのか、また、4年間さらに大学で学んだ経歴が給与等の待遇にも反映されるのか疑問である。現実としては、聴覚障害者の場合、大学卒業後就職がうまくいかなくても、障害基礎年金とアルバイトで生活はできるケースも

多いのだが、そのような生活でよいのだろうかと思う。

また、受験時や入学後の学生生活において、生徒に必要な配慮について大学に要望を出したことはない。なぜなら、「受け入れていただいた」という認識だからである。要望を出したら次の進学に差し障るのではないかと心配して、伝えていない。生徒たちからあがった要望は、オープンキャンパスなどの場で一般的な形で伝えるよう努力している現状である。

第3節 盲学校から大学へ進学した事例

Eさん(女性 50歳代)は盲学校から立正大学文学部に進学し、卒業後は知的障害養護学校及び肢体不自由養護学校の教諭として勤務している。現在の勤務先の埼玉県立の特別支援学校(肢体不自由)を訪問し(2007年7月30日)、Eさんから大学在学中及び卒業後に経験したこと、要望等を含め感想を聞いた。

1. Eさんのプロフィール

Eさんの障害は視力が裸眼0.1、コンタクトレンズをして0.2程度の弱視で、若いときから今日まで視力はほとんど変わっていない。現在は肢体不自由養護学校の教員として、小学部の1・2年生グループを久しく担当している。子どもが好きであるということに加えて、年齢が低い段階での教育の重要性を感じているからでもある。特に子どもの障害や将来のことに不安や悩みを抱えている若い両親の相談にのったり、これまでの自分の経験を踏まえて助言をしたりして、自分の経験を少しでも役立たせたいという強い思いからである。

実際には、弱視のために学級担任としてやりたいことも思うようにはできないこともある。しかし、一緒に組んでいる指導グループの教師に自分の障害の様子をよく理解してもらい、自分の力を発揮できる仕事を分担させてもらっている。現在は小低グループのリーダーをしている。

(1)就学前

Eさんは先天性の弱視であるが、幼稚園は地元の通常の幼稚園に通った。目が不自由なために友だち持ち物を隠されるなどのいたずらをされ、悔しい思いをしたが、そのような苦い経験を通し、身の処し方が自然と身についていった。目が不自由なために友だちからの意地悪やいじめを避けるための世渡りの技術が自然と身についたのだと思う。ただ不快な経験から逃げるだけではなく、自分の身を守るために「いじめられたら、いじめ返す」といった「たくましさ」も、自然と身についていった。

(2)盲学校への入学

小学校入学の年齢になって、両親は娘をどの学校に入学させたらよいかとても悩んだようである。迷ったあげく、同じ市内の徒歩で通える所にあり、自宅にも比較的近い埼玉県立のD盲学校があり、その小学部に入学させることに決めた。今考えると、Eさんの両親のこの決断は間違っていなかった。そのおかげで、盲学校で学ぶことができ、同じ障害を持った多

くの友達の中で伸び伸びと学んだり、気兼ねなく同じ悩みを語り合ったりして、互いに勇氣や希望、それに生きる自信を持つことができたからである。

友達のなかには、視覚に障害がありながらも、無理をして地元の小学校に入学し、通常の学級に入いったものの、黒板の文字が読めなかったり、友人関係がうまくゆかなかったり、時にはいじめを受けて挫折し、途中から盲学校に転入学してくるケースもあった。

ある時期には同じ障害のある仲間と学校生活を送ることは子どもの成長発達の過程において大切なことである。その経験がその後の人生に大きな影響を与えるものではないかと思っている。また、盲学校では専門性豊かで、熱心に指導してくれる教師に出会えたことも大きな収穫であった。

(3)D盲学校から国立大学附属E盲学校へ

順調に小学部の生活を送り、中学部生になると、否応なしに自分の将来のことを考えるようになった。しかし当時の地元の県立盲学校の高等部には普通科はまだなく、理療科だけであった。高等部に進学しようとするれば自動的にあんま・はり・きゅうという理療の道に進むことになる。しかし、目が不自由だからといって、自分の将来の進路を自分で選択することができないことに大きな矛盾を感じていた。「自分の意志とは関係なく、15歳で自分の人生を他人に決められてしまってたまるか」という思いが強かった。

東京にある国立大学の附属盲学校の高等部には本科普通科があるため、中学部卒業を機会に転校した。自宅から鉄道を使えば通えるところにあったからでもある。ここでも同じ視覚障害の先輩や友だちと出会い、伸び伸びとした環境の中で、多くのことを考え、語り合うことができた。同時に、障害があっても、また女性であっても、どうしたら自分の力で生きていくことができるか、将来の自分の人生を考えることができた時期でもあった。そして、卒業後はとりあえず大学に進み、4年間考える時間が欲しいと思うようになった。

(4)立正大学の学生時代

そして卒業の年を迎え、推薦入学があるという理由で立正大学文学部を受験し、合格した。東京の校舎で大学生活を送ることになり、埼玉の自宅から約1時間30分をかけ通学することになった。入学試験の願書や調査書には盲学校の出身であることは記載されているので、大学はすべて自分のことを承知していると思い、受験に際して特別な配慮を申し出ることはしなかった。

面接試験では、盲学校の生徒で目に障害があることに気づいた試験官から「授業を受けるのに支障はないか」と聞かれたが、「大丈夫です」と答えると、視覚障害のことについては、それ以上は聞かれず、面接試験は無事終わって、後日合格通知が郵送されてきた。

入学して実際に授業を受けてみると、薄暗い教室では、最前列に座っても、黒板の文字はあまり見えなかった。黒板に書かれた文字をノートに書き写すことだけに終わってしまう学生が多いようであった。一方、Eさんは黒板の文字を写すことをあきらめ、耳で聞いて理解したことの要点をノートするようにした結果、黒板を写すことだけに集中した晴眼の友人た

ちのノートよりも、Eさんのノートの方が授業の内容がよくわかると、友人たちからノートを貸してほしいといわれることもよくあった。

しかし、大学生活のなかでは、視覚障害のために友達の顔があまりわからず、また行き会っても挨拶を交わすことができなかつたために「無愛想だ」、「挨拶もしない」、「人付き合いが悪い」などと誤解され、親しい友だちはあまりできなかった。大学からも特別な配慮はなく、率直なところ大学生活での良い思い出は少ない。

しかし、在学中に視覚障害者運動にもいろいろ関わることができ、そこで基本的人権のことや権利行使のこと、また生まれながらに弱視という障害のある自分の存在意義等を考えることができた。この経験を通して、自分に自信を持てるようになったのもこの時期であり、Eさんにとっては大きな収穫であった。その影響は現在でも続いている。

2. 教員採用試験

大学卒業後の進路について、現実の生活に直面し、たとえ障害者であっても、また女性であっても自分の力で生きていける職業として教職を考えるようになった。教員という仕事は他の職業と比較して、身体障害があっても比較的差別を受けない仕事ではないかと漠然と考えたことも、教職を選ぶ理由の一つであった。そして卒業後1年間は中学部まで通った盲学校の産休代替の教員として働いた。そして翌年埼玉県教員採用試験を受けたわけだが、そのときの経緯は以下の通りである。

1975年、埼玉県で初めて視覚障害者が教員として正式採用されることになった。Eさんである。試験はすべて墨字で行われ、拡大文字等の特別の配慮はなかった。しかし、1次試験に合格し、2次試験にも特に問題なく合格した。ところが問題はその後健康診断であった。採用の条件は視力が0.7以上という埼玉県の基準があったため、0.1のEさんはこれをクリアすることができないという現実と直面した。いろいろのやりとりがあったが、個人の力ではこの困難な現実を打破できないと感じ、障害者団体の支援を受けることになった。

その結果、埼玉県で最初に設立された県南地域の知的障害養護学校に採用されることになった。その採用の表向きの理由は、埼玉県内在住の視覚障害と知的障害をあわせもつ児童が都立の盲学校に通っており、その子が新設される養護学校に転校してくるので、その子を指導するということであった。しかしその子の担任は2年ほどで終わり、それ以降はほかの教員と同じ子どもたちを担任し、同じ仕事をしてきた。校長以下教師たちは新しい養護学校作りに燃えており、Eさんも何の支障もなく教師としての責任を果たすことができ、この仕事に自信がもてたという。

3. 教職という仕事について

今では、この養護学校の教員という仕事に巡り合えたことはとても幸運であったと感じている。可愛い子どもたちと出会うことができ、いい同僚たちにも恵まれ、親たちの願いをと

もに考えることができることに大きな喜びを見出している。

子どもたちが、どんなに障害が重くても自分の力で成長していく子どもを支援していくなかで、実にいい表情を見せてくれる子どもの姿を見ることに何ものにも代えがたい喜びを日々感じている。

また教職という仕事の魅力は、他の職場と違い、校長、教頭などを除き、すべての同僚が同じ立場で自由に意見を出し合い、指導の中身を作ってゆく教育実践に魅力を感じている。しかし最近何かと管理的な動きも感じられ、気になることも多い。

4. 社会・行政・大学への期待

Eさんはこれまでの障害学生への修学支援について次のような問題を提起された。

- ①障害学生を受け入れた大学が修学支援の責任を持つべきか
- ②行政及び社会全体が障害学生への修学支援の責任を負うべきか
- ③行政及び社会、それに大学が連携して障害学生支援に当たるべきか

Eさんは盲学校や大学時代を通し、視覚障害者である友人や仲間のために、教科書の点訳や音訳の奉仕をしてきた。それらの経験からか、福祉行政や社会への期待は大きく、それと比較すると大学への期待は必ずしも大きくはないように筆者には感じられた。障害者運動にかかわるなかで、個々の大学が障害学生修学支援に対応を求める以前に行政がやるべきことが山積していると感じている。

その要望の一例が、公道の点字ブロックや視覚障害者用の交通信号の敷設についての行政への期待である。また大学在学中の経験として、学生食堂の券売機の文字が読めずに、メニューを選ぶのに苦労した記憶があり、そういった身近な配慮の必要性を感じているという。

障害学生支援について全体的には上記③行政及び社会、そして大学への期待を中心にしながらも、行政の障害者支援の消極的な姿勢に疑問を感じている。そして具体的には、以下の問題提起があった。

①視覚障害者の埼玉県職員の点字受験について

埼玉県職員の上級職には点字受験が認められているが、実際には採用の実績はない。また障害者採用枠では点字受験者は排除されていて、改善されたという新聞報道等とは大きく食い違っている。これらのことを県との交渉で再三申し入れたがらちがあかない。

②公立図書館の視覚障害者サービスの後退について

埼玉県立川越図書館は県立4図書館の中で、視覚障害者へのサービスが一番充実している館であったが、同市内にある市立図書館が充実しているという表向きの理由から、数年前に廃館になった。これによって長年かけて充実してきた音訳図書サービスや朗読ボランティアの活動が途絶えてしまった。不安が的中し、これらの視覚障害者支援の蓄積を他の図書館が肩代わりをできてはいない。単なる財政面からの合理化を進める県の施策に疑問を感じている。

第4節 考察

1. 公立高等学校における聞き取り調査について

(1) A総合高等学校の事例について

結論的にいうと、同校では入学試験及び授業を含め日常の学校生活のうえで、障害にある生徒にあらためて特別な取り組みはしていない。同時に特に問題が生じているというわけでもないと教員側は考えている。

個人情報に関わりのあることなので開示されてはいないが、埼玉県内の公立高等学校には障害の種類や程度を問わず、心身に障害のある生徒が在籍していると考えられる。それは「入試において障害を理由に不利益に扱われることがあってはならない」という県教育委員会の方針が明確にされているからである。

今回の聞き取り調査から明らかになったことは、日常の指導のなかで関係教員個人による配慮は行われているが、学校として特別な扱いはしていないということである。障害の有無とは別に一人ひとりの生徒のニーズに応じた指導を心がけているということであり、障害のある生徒への対応マニュアルの作成や細かい申し合わせ等は考えられていない。

同校は、全国的にも期待されるなか、総合高等学校としてパイオニア的な役割をもって開校されたという歴史があり、比較的施設設備が整っており、人的な配置に配慮がなされていることが理由のように思われる。

例えば、創設以来、情報提供は文字情報によることを原則として、校内の至るところに掲示板としてのディスプレイが設置されている。始業終業のチャイム以外の放送はいっさいなく、すべて文字情報によっていることは聴覚障害者には有効である。また、全盲の教員の採用にあたって、点字ブロックの敷設や視覚障害者用のIT機器の設置、教員の加配等がなされているために、視覚障害者への対応は一通り整っている。

同校のように比較的恵まれた環境の高校は別として、他の学校はどうか気になるところである。他校の例をみると、特別なニーズをもつ生徒の入学が決まった段階で、県教育委員会による予算的な配慮もあり、学校及び教育委員会が可及的速やかに対応してきている。

(2) 埼玉県における公立高校の障害のある学生への対応

埼玉県教育委員会によると、例年、心身に障害のある中学生が公立の高等学校を受験するケースはあるとのことである。その場合の対応は次の通りである。

心身の障害をもつ生徒が公立高校を受験する場合は、障害によって該当生徒が不利益を被らないよう特段の配慮をしている。障害の有無に関係なく、すべての受験生が可能な限り同じ条件のもとで受験できるためである。

障害のある中学生は中学校長を通して志望高校の校長に申し出て、入学試験の事前に関係者の間で配慮事項を協議している。このことについては、「入学者選抜実施要項」ではなく、生徒を受け入れる高等学校と生徒を送り出す中学校の双方にその旨を伝える通知文書を県教

育委員会が出している。併せて、県教育委員会の主催による入学者選抜実施要項の説明会の折に中学校及び高等学校に直接説明し、趣旨の徹底を図っている。

難聴の生徒が受験する場合の例をあげると、障害の実態に応じて、別室での受験を認めている。口頭での説明の代わりに印刷物によって行ったり、耳元で大きな声でゆっくり説明したりするなどである。また英語のリスニングでは試験を①音量をあげる、②受験生の前でゆっくり、はっきり、大きな声で読み上げる、③代替の試験を実施する（一例として「文字テロップ表示によるテスト」を行う）などである。

入学後の対応については当該生徒と高校との調整になるが、教育委員会としても可能な限り配慮し、調整することになる。

2. 特別支援学校(聴覚障害)における聞き取り調査について

Bろう学校では2000年から高等部本科に普通科を新設したが、長い歴史のなかで特別支援学校(聴覚障害)の高等部教育は職業教育中心であり、普通科が設置されてからもこの伝統は強く残っている。卒業がそのまま就職に結びつくことを第一義的な目標としてきたのである。必然的に聾学校からの大学進学者は少ないことになる。

一方、同じ埼玉県立である盲学校の普通科の設置が1973年であり、盲学校では高等部本科の生徒全員が普通科教育を受け、職業教育は卒業後3年制の高等部専攻科で受けることになるのは対照的である。盲学校においては社会人としての一般教養を身につけることを目的とした普通科教育が視覚障害者の社会的地位向上に欠かせないという考えから早い時期からこの問題に取り組んだことによる。高等部に普通科が設置されるまでに盲学校と聾学校との間に30年近い差がある。

聾学校の卒業生は卒業したら就職するのが当然であると考えられ、最初から高等教育への道が閉ざされてきたことがわかる。高等学校卒業生の約50%が高等教育を受けている現状から、聾学校においても大学・短大等への進学を希望する生徒が増えてきたのは時代の流れとすることができる。

同校において、2004年度から大学等への進学者が増えたのは全国的にも珍しいケースであるという。今後この傾向は強まると思われるが、この聞き取り調査で指摘されているように、聾学校から直接就職する場合の就職率はほぼ100%であるが、大学に進学して卒業しても就職が保障されず、大学の就職指導に期待できず、聾学校が自校出身の大学生の就職の相談にのらなければならないのが実情である。

大学の障害学生の受け入れの課題は、単に入学を認めるか、入学後の授業保障・生活保障をどうするかに加えて、進路保障も大きな課題になっていることがわかる。

東京に我が国唯一の私立の聾学校「日本聾話学校」がある。同校のホームページによると幼稚部から中学部までで高等部はない。中学卒業と同時に他校に進学するのだが、その65パーセント以上が通常の高等学校の普通科に進学するという。この現象は、聾学校の高等部

で学ぶのでは大学への進学は難しいという現実が一因になっていると思われる。

今後高等学校及び盲学校、聾学校から障害学生の高等教育機関への進学志望者が増えることが予想され、大学はいかにこれに対応するかが問われる時代に入っていることがうかがわれる。障害学生の受け入れと、入学後の修学支援についての適切な対応が大学の社会的責任であることを認識する必要がある。

3. 盲学校から本学へ進学し、教職に就いているEさんの事例について

Eさんは盲学校で学び、立正大学に入学し、卒業後は特別支援学校（知的障害、肢体不自由）という障害児教育現場で、指導的立場で力を発揮し、活躍されている姿がある。併せて、埼玉県内において視覚障害者運動の中心となり、障害者の権利獲得の先頭に立って活動している。そして、それらの経験は、障害児を特別支援学校に通わせている保護者に大きな励ましとなっているという印象を筆者は受けた。

Eさんの話から、我が国の障害児教育の「職業教育」を通して技術を身につけ、自活できるように教育するという伝統の限界と障害者の高等教育への機会の保障の必要性を感じた。もし自分の意志に反して伝統的な盲学校の理療の道に進まざるをえなかったとしたら、今のEさんの人生とは大きく違ったものになっていたにちがいない。はたして現在のように顔を輝かせて社会貢献している姿を見ることができたか疑問である。子どもたちや保護者にとってかけがえのない「E先生」の存在は私たちの社会にとってもかけがえのない存在であることを忘れてはならないと思う。あらためて障害者の高等教育機関への進学と修学支援の意義を考えさせられた次第である。

Eさんは強度の弱視であるが、教師としても、一市民としても自信をもって、職場や地域社会で活躍している様子がうかがえる。小学校に入学するとき、無理をせずに地元の小学校ではなく、盲学校に入学したことが、その後の生きる自信につながり、人生に大きく影響しているという。ある時期、同じ障害の友人と忌憚なく思いをぶつけ合うことの大切さをあらためて教えられた。今後、統合教育あるいはインクルージョン教育を進めるうえでの貴重な示唆になると思われる。

教員採用に当たっての欠格条項についても示唆に富むものがあつた。選考の過程で紆余曲折を経験したが、盲学校から重複障害の子どもが知的障害養護学校に転校してくることを表向きの理由に、その子を担当する要員としての採用にもかかわらず、その子を担任したのはわずか2年で、その後は知的障害、肢体不自由の子どもたちを問題なく担当し指導をしてきた。要するに、欠格条項そのものが実態に合っていないことの証左である。Eさんは、むしろ障害児教育の現場において指導的立場で活躍していることに目を向けたい。

欠格条項については徐々に改善されつつあるが、Eさんの事例からもわかるように、いっそうの改善が求められることはいうまでもない。特に、教育現場における障害者の雇用率は未達成であり、実雇用の数字も盲学校の理療科教員によって相当部分が占められている。一

般の教育現場においても条件が整えさえすれば、障害者も同等に活躍できることをあらためて教えられた。

また、Eさん自身が障害者であるということで、その経験や知識を指導面で発揮でき、障害のある子どもを勇気づけるだけでなく、保護者も信頼して相談できるという体験談は示唆に富んでいる。今後の教員採用の在り方にも当然反映されてしかるべきである。

Eさんは教師としての立場とは別に、地域社会において障害者運動のリーダーとして活躍している。その立場からの意見や感想も今後の障害学生支援を考える際に大いに参考になると思われる。

障害学生支援について、「あまり楽しい記憶がない」という大学生活を送ったEさんからは大学に対してもっと強い要望が出るものと予想していたが、それに反して福祉行政に対する要望の比重が大きいことがうかがわれた。Eさんの要望は、むしろ行政及び社会に向いており、あわせて大学には行政及び社会との連携を求めている。

高校及び特別支援学校の事例もEさんの事例とともに、今後の障害学生修学支援の在り方を示唆するものであろう。